

「全国子ども会安全共済会」共済金請求手続きについて(平成29年度)

安全共済加入者が活動中、万一ケガをした場合、共済金請求ができます。
 詳細については下記をよくお読みください。

全国子ども会安全共済会	
対象活動	当該傷害発生時以前に全国子ども会安全会に加入している方が対象です。 各単位子ども会の年間行事予定表に記載のある行事・活動での怪我が対象になります。 (子ども達だけの活動は認められません。)
対象期間	通院1回から支給されます。 ※治療期間は、事故発生日を1日目として180日を限度とします。
保険金額 (共済金)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 傷害事故等の場合 <u>保険医療総額の30%、総額50万円を支給限度とします。</u> ※給付金額が1,000円未満(保険医療費が333点以下)は支給出来ません。 ※医療明細書等を取った場合の文書料については、支給されません。 領収書で対応しますので無くさずに保管して下さい。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 賠償責任の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償 1事故5億円／1名1億円限度 ・対物賠償 1事故につき200万円限度 (1事故につき、免責金額1,000円となります。)
青少年育成課 への提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全会事故第一報報告書〈共済様式〉請求—01 (事故後30日以内すみやかに提出。FAX可。) 2. 治癒後の提出物 ※持参または郵送。 <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関・薬局の領収書の写し。 (<u>保険医療の明細が記載されているもの→保険医療費と保険外の区別のある領収書</u>) ○〈医療共済金〉請求書兼事故証明書 〈共済様式〉請求—11 (押印が必要なため原本を提出。) ○個人情報の取扱いについての同意書 〈共済様式〉請求—12 (押印が必要なため原本を提出。複数の病院で受診した場合はその病院ごとに必要) <p>※領収書を紛失した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院に通院の場合は「医療報告書」〈共済様式〉請求—21 ・接骨院に通院の場合は「柔道整復施術報告書」〈共済様式〉請求—22 が必要。 該当する場合はそれぞれの書類を通院先の病院に作成していただき提出をお願いします。

裏面につづく→

全国子ども会安全会

<p>請求書類</p>	<p>1、単位子ども会提出書類以外は、青少年育成課で用意します。</p> <p>(県子連へは、単位子ども会から提出いただいた治癒後の書類に加え、市子育連へ加入申し込みをする際にご提出していただいた単位子ども会名簿及び年間計画表を添付して提出しています。)</p>
<p>申請手順</p>	<p>1、まず、事故が起きたらすぐに青少年育成課に電話にて連絡してください。</p> <p>2、安全会事故第一報報告書をすみやかに提出。(FAX可) ※事故後30日以内に提出していただかないと保険適用ができない場合があります。</p> <p>3、<u>治療期間中は領収書を必ずとっておいてください。</u></p> <p>4、治癒後60日以内に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈医療共済金〉請求書兼事故証明書(〈共済様式〉請求—11) ・領収書のコピー ・個人情報の取扱いについての同意書 <p style="text-align: right;"><u>青少年育成課に提出。※持参または郵送。</u></p> <p>※領収書を紛失した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院に通院の場合「医療報告書」〈共済様式〉請求—21 ・接骨院に通院の場合は「柔道整復施術報告書」〈共済様式〉請求—22 <p>が必要。 該当する場合はそれぞれの書類を通院先の病院に作成していただき提出をお願いします。</p> <p>5、青少年育成課から県子連、県子連から全子連へ書類送付。共済金決定後、請求者へ送金。</p>

〈問い合わせ先〉
 市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
 (市川市子ども会育成会連絡協議会担当窓口)
 電話 383-9419 FAX 383-9405